

令 6 環 境 政 策 第 4 0 2 号
令和 6 年(2024 年) 8 月 2 0 日

経 済 産 業 大 臣 齋 藤 健 様

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

(仮称) 新白滝山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する
知事意見について

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 10 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地から別添のとおり意見を述べます。

なお、電気事業法第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づき、審査に当たっては本意見を勘案されますようお願いします。

おって、本方法書に対する下関市長及び長門市長の意見は、別添写しのとおりです。

(仮称)新白滝山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

本事業は、ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社が、下関市及び長門市において、最大で総出力77,400kW（4,300kW×18基）の風力発電所を設置する事業であり、本地域の豊かな風力により発電した電力の供給を通じて、国や県が掲げる再生可能エネルギーの主力電源化等の政策対応に寄与するとともに、事業と地域社会の共存共栄を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献することを目的としている。

本県における2050年カーボンニュートラルの達成に向け、周辺環境への配慮や地域との調整等を踏まえた風力発電の導入促進は重要な取組である。このような中、本事業は、既設風力発電所の運転終了後の跡地を利用する特徴から、既存事業による環境影響の程度を的確に把握・検証することにより、本事業の実施に伴う環境影響のより適切な予測・評価の実施や、地域住民等に対しその結果等に係る分かりやすい説明が可能となることが期待される。

しかし、対象事業実施区域及びその周辺には、県指定希少野生動植物種に指定されているイシドジョウや希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されていることなどから、工事の実施による濁水の流出、施設の稼働によるバードストライクの発生等、環境保全上の影響が懸念される。

また、地域との適切なコミュニケーションの確保に向けたより一層の取組が必要であり、今後は、地元住民等の抱える懸念事項に対し、環境影響評価の結果も踏まえた真摯かつ丁寧な対応が求められる。

今後、方法書の記載事項はもとより、以下の事項についても十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書（以下「準備書という。」）を作成すること。

1 全体的事項

（１）本方法書では、具体的な工事計画が定まっていない段階において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（以下「評価項目等」という。）が選定されている。このため、環境影響評価の実施に当たっては、対象事業実施区域周辺への影響を考慮した風車配置や機種の選定、工事用車両の分散等について検討するとともに、既設風力発電所の撤去工程も踏まえた上で工事計画を具体化し、方法書で選定した評価項目等を再検証すること。その結果を踏まえ、必要に応じて評価項目等を追加するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

（２）本事業は既設風力発電所の運転終了後の跡地を利用する計画であるため、環境影響評価の実施においては、既存事業による環境影響の程度を的確に把握することで、より適切な評価が可能になると考えられることから、可能な限りその把握に努めるとともに、その結果を評価に反映させること。

また、環境保全措置については、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

なお、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備等の配置の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 準備書では、具体化した工事計画全体及び環境影響評価の結果を明確に記載するとともに、評価項目等や対象事業実施区域などを見直した場合は、その検討過程についても具体的に分かりやすく記載すること。

(4) 今後の手続きに当たっては、地域住民等に対し、事業内容や本事業の実施に伴う環境影響について、これまで以上に積極的な情報提供や丁寧な説明を行うこと。

特に、地域住民等が、事業の実施に伴う河川水質・水量の変化、土地改変等に起因する環境影響や災害の発生等を懸念していることから、工事手法や工程、風力発電設備や管理道路の維持・安全管理体制、防災対策等については、関係自治体や専門家等の意見を踏まえて十分に検討した上で、地域住民等の意見に真摯に向き合い、不安の払しょくに努めた説明を行うなど、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音等

風車の稼働に伴う騒音の影響については、既設風力発電設備による影響の程度を的確に把握することにより、より適切な予測・評価が可能になると考えられる。このため、既設風力発電設備からの風車騒音の発生状況も含めて把握可能な適切な調査地点が選定されているか再検証し、風力発電設備からの距離、風向・風速等の気象条件、高度や地形等を踏まえた上で、調査、予測及び評価を行うこと。

また、騒音のうち、超低周波音の影響については、影響を懸念する地域住民等への適切な説明が行えるよう、最新の知見に基づく適切な予測・評価に努めること。

(2) 水環境・水生生物

ア 本事業の実施による水環境への影響については、既存資料の分析や既設風力発電設備の有無による流域水質の違いを解析するなど、既設風力発電所の設置に伴う水環境の変化状況も可能な限り把握した上で予測・評価すること。

また、流域全体の影響が把握可能な適切な調査地点を選定の上、河川流域ごとに流量予測を行うなどにより、降雨時の雨水の河川流入量の変化を的確に把握し、土砂の流出による影響についても適切な方法で予測・評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には県指定希少野生動植物種に指定されているイシドジョウの生息が確認されていること等を踏まえ、当該種を含む水生生物の生態を的確に把握した上で、適切な予測・評価を行うこと。また、事業計画の検討に当たっては、関係自治体の意見や専門家の助言を踏まえ、適切な保全措置を講ずることにより、工事の実施に伴う水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、ハチクマの渡り経路となっている可能性があることなどから、風力発電設備の設置により、鳥類及びコウモリ類の移動経路の阻害や衝突の発生等が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、最新の知見を踏

まえ、専門家の助言を得ながら適切に調査、予測及び評価を行うこと。

また、鳥類等の衝突に関しては、環境影響評価の実施中のみならず、施設稼働後もモニタリングを実施し、その結果に応じて必要な保全措置を講ずる等、適切な対応を検討すること。

イ 本事業の実施に伴い、土地改変や工事に伴う騒音・振動など、動植物への直接的な影響はもとより、生息地の分断等による動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。このため、本事業の実施に伴う動植物の生息・生育状況の変化について、最新の知見をもとに適切に調査、予測及び評価を行い、必要な保全措置を検討すること。

(4) 景観

風力発電設備の形状、色、配置等の検討に当たっては、関係自治体の景観計画との整合を図るとともに、見る人によって受ける印象が異なる風車景観の特性も踏まえた上で、地域住民や関係自治体等との対話を重ねることにより、風力発電設備が視認されることによって生ずる不安感や圧迫感が低減されたものとなるよう努めること。

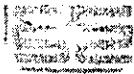
また、予測・評価の実施に当たっては、既設風力発電設備が設置されている状態も含めてフォトモンタージュを作成すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺には、縦走コースとして利用者に親しまれている白滝山、天井ヶ岳及び一位ヶ岳並びにその登山道が存在しているが、その利用状況は風力発電設備の存在により変化することが想定される。このため、工事計画や風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地域住民や活動団体等の関係者、関係自治体等へのヒアリングを通じ、既設風力発電設備の設置前の状況も含め、的確に利用実態を把握した上で、本事業の実施による影響を適切に予測・評価し、新たな価値の創造も含めた必要な保全措置を検討すること。

(6) 廃棄物等

事業の実施に伴い発生する廃棄物及び建設発生土については、発生量を把握し、発生を抑制するとともに、有効利用についても検討を行った上で、適切に予測・評価し、必要な保全措置を検討すること。

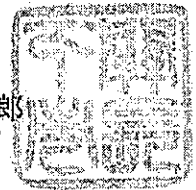


下 環 政 第 1 4 7 9 号

令和6年(2024年)7月4日

山口県知事 村岡 嗣政 様

下関市長 前田 晋太郎



(仮称)新白滝山風力発電事業環境影響評価方法書について(回答)

令和6年(2024年)3月18日付け令5環境政策第915号で照会のあった
標記の件について、別紙のとおり市長意見として回答いたします。

別紙

1 全般について

- (1) 風力発電機を選定する際は、騒音など環境影響の少ない機種を検討すること。
- (2) 本事業に伴う追加・継続的な環境影響に対する懸念の声が寄せられていることを理解され、環境影響評価手続きを通じて十分な科学的調査を行うこと。また、説明にあたっては、十分なコミュニケーションの機会と時間を取り、可能な限り分かりやすく丁寧な説明を行い、環境改変に伴う地域住民等の不安の低減に努められたい。
- (3) 環境影響評価の結果、新風力発電所の建設・稼働に伴い、自然環境や生活環境に著しい影響を及ぼす可能性が明らかになった場合は、事業規模の縮小・中止等も含めた環境保全措置等を検討し、事業計画に反映されたい。

2 個別的事項について

(1) 大気質について

工事の実施においては、工事等の車両の集中による大気質への影響を考慮し、工事等車両の時間的、空間的な分散に努めること。また、残土の輸送にあたっては、乾燥等により土砂等が飛散しないように適切な処置を検討すること。

(2) 騒音について

ア 資材の搬入路のための道路の拡幅を住宅等に近接する区域で行うなど、住宅等から離隔が確保できない場所で建設機械を用いる可能性がある場合は、適切な環境影響評価の実施を検討すること。

イ 調査地点より近接した住居等が複数あるため、風力発電所の稼働に伴う騒音については、予測対象地区ごとに騒音寄与値が最大となる住居を選定するなど、適切な評価を実施すること。

(3) 水質について

ア 対象事業実施区域から流れ出す各支川を対象に、水質調査・影響予測を行い、下流域に流れ出す前に水質への影響を防ぐこと。

イ 水質の調査地点は集水域下流部と定めているが、豊北峡をはじめ、上流域にも環境資源や人と自然のふれあい活動の場が含まれる。改変により上流域に影響が出る可能性が生じる場合、上流域でも適切な調査を行い、環境影響が回避・低減されているか検討すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場について

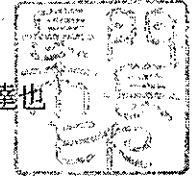
現在の白滝山等の利用状況は、既設発電機の影響を受けている可能性があるため、地元有識者や地域の自然愛好家・活動団体等へのヒアリング等を通じて、現在顕在化している利用に加え、既設発電機がない状況での利用の可能性も考慮し、実行可能な範囲での回避、低減が行われているかの確認について検討すること。



長 市 生 環 第 81 号
令和 6 年 (2024 年) 7 月 2 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

長門市長 江原 達也



(仮称) 新白滝山風力発電事業環境影響評価方法書について (回答)

令和 6 年 3 月 18 日付令 5 環境政策第 915 号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

なお、事業推進に当たっては、環境や健康等に与える影響等について、周辺住民の十分な理解を得ることを事業者へ意見していただくようお願いいたします。

記

1 総括的事項

- (1) 事業に関する住民説明会、並びに縦覧者から出された意見・要望に対しては、十分配慮するとともに、事業者自らの見解については、丁寧に説明すること。
- (2) 事前調査に当たっては、環境への影響を最小限にするとともに、調査後の原状復旧について、配慮すること。

2 環境評価項目事項

(1) 項目全般

環境影響評価準備書から環境影響評価書の段階で想定しなかった事案が発生した場合は、新たに詳細な調査を行うこと。

また、風力発電施設が完成し、運転開始後に環境影響評価書の想定を上回る不都合が生じた場合にも、事後調査を実施すること。

(2) 市民生活・産業活動

工事による水量、水質、水脈に与える影響、並びに農林水産業への影響について、適切な方法で調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 環境影響

河川への影響について、対象事業実施区域内に存在する河川のみではなく、対象事業実施区域から流出する土砂等の影響を受ける可能性のある下流域についても、調査対象とすること。特に、降雨時の影響については、異常気象等も想定したうえで、十分に精査すること。

(4) 動物・植物及び生態系

動物、植物及び生態系において影響を及ぼす事実が判明した場合は、その影響が最小限となるよう適切な環境保全の措置を講じること。

また、対象事業実施区域周辺には農地が存在することから、今後、工事による騒音、または稼働後の騒音等により、人里に有害鳥獣等（熊、猪、鹿、猿等）が移動し、農作物被害等の影響が発生すると見込まれる場合は、その対策を明らかにすること。

(5) 景観

長門市景観計画の景観形成基準を順守すること。また、届出対象行為の着手前には市と事前協議を行い、その後、景観法に基づく届出を行うこと。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

白滝山から天井ヶ岳、一位ヶ岳にかけては、縦走コースになっており、最近では登山利用者も多い。このため、風力発電所設備等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場として、利用者及び地域住民の意見を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

(7) 文化財等

対象事業実施区域周辺に埋蔵文化財包蔵地は所在しないが、調査や工事等によって遺物、遺構などの埋蔵文化財や、重要と思われる植物群落などを発見した場合は、現状を変更することなく、速やかに長門市スポーツ文化交流課文化財保護室に届け出ること。

以上